

白河第五小学校いじめ防止基本方針

白河市立白河第五小学校

1 いじめ問題への基本視点

(1) 教師に課されている「安全確保義務」

安全確保義務、安全保持義務、あるいは安全配慮義務と表現されることもあるが、教師には教育活動を行うに当たって「児童生徒の生命、身体の安全を確保する義務」があるとされている。

本校においても、教室内で行う学習活動、水泳学習、クラブ活動、そして校外に出かける宿泊学習や修学旅行などさまざまな教育活動を行っている。1985年4月22日の浦和地裁判決では、学校教師には教育活動を展開する上で「児童生徒の生命、身体の安全を確保する義務がある」と判示している。

このことは、日常子どもたちと接するときには教師としていつも意識していなければならない重要な知識と言えるが、いじめに対しても、学校(教師)は児童への「安全確保義務」を負っているという立場のもとで対応する必要がある。

1995年に日本弁護士連合会が『いじめ問題ハンドブック』(こうち書房)を出版しているが、その中に学校が取るべき「安全確保義務」について詳しく示されている。

① 学校側の一般的注意義務

学校の負う注意義務のレベルは、基本的に親権者の保護義務と同等のものと考えべきである。

② いじめの本質を理解する義務

教師はいじめの本質・特徴などについて学習・理解し、それを教育実践やいじめの防止に生かす義務がある。

③ 動静把握義務

いじめは担任教師らに隠れて行われるのがほとんどであるので、これを防止するためには、児童生徒の動静を注意深く観察したり、児童生徒の話を聞いたりするなどして、その発見に努めることが重要である。

④ 実態調査義務・いじめの全容解明義務

一定のいじめ行為が明らかになった場合には、学校としてはその行為の背景にあるいじめの全容につき、その実態を調査すべき義務を負う。

⑤ いじめの防止措置義務

いじめ防止のために学校は、児童生徒全体に対する一般的な指導・説諭による介入・調査、保護者との連携による対応、出席停止又は学校内謹慎などの措置、学校指定の変更又は区域外就学の具申、警察への援助要請、児童相談所又は家庭裁判所への通知などの措置を執る必要がある。

⑥ 保護者に対する報告義務、保護者との協議義務

学校・教師は教育や生活に関して、親に報告する義務を有している。学校はどうしたらいじめ行為を防止できるかについて、被害児童生徒の保護者、加害者の児童生徒の保護者と協議する義務を負う。

このように教師には『安全確保義務』が課されていることを常に意識しておかなければならない。特にいじめについては、その状況把握が難しいが、児童の生命、身体の安全確保という視点に立って、その解決に向けて取り組まなければならない。

(2) 子どもたちの情報の共有

今日、大きな社会問題となっているいじめについて、学校の教職員が一致協力して取り組むことが求められており、教職員のみならず保護者そして地域の方々の協力なしにはその解決は図れない。

学校は、全教職員が力を合わせて子どもたちの健全な成長・発達を支援しなければならないことから、情報は今後の生徒指導に重要なこととして校長をはじめとして全教職員が共有しておくべきものといえる。

ただし、教職員が得た子どもたちのさまざまな個人情報、その学校内での生徒指導等の目的以外に使ってはならない。加えて、教職員が学校外の酒食の場で子どもたちの話題を取り上げることは、外部の耳があることを考えるとき、地方公務員法の守秘義務違反に抵触する行為にもなりかねず、みだりに口にすることは慎まなければならない。

2 いじめ問題についての基本認識

子どもたちの実態で、いじめの加害者、被害者のどちらの経験もある子が多いという状況が報告されている。

つまり、子どもたちは、いつでも加害者や被害者になり得るということである。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分認識することが必要である。

(1) いじめを報告するのが悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがいい学校という認識を持つ。

いじめの件数が0、あるいは、少ないことのみをもって、問題なしとすることは早計である。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識のもとで、自分の学級や学校において、いつでもいじめが発生し得るという危機意識を常に持つておくことが必要である。

いじめを見落とさないように、いじめ発見100%を目指す学校にしていきたい。

(2) 「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識を持つ。

どのような場合においても、「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で指導しなければならない。いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考え方は認められない。

また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことである。

(3) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。

児童の悩みを親身になって受け止め、児童が発するサインをあらゆる機会をとらえて鋭敏に感知するよう努めなければならない。また、いじめを発見した際は、いじめられた児童の安全確保を最優先に行うとともに、いじめられた児童が不安や恐怖心を持っていないかなど、具体的な内容をしっかりと聞き取る必要がある。

(4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

教師は、教育に対する情熱を示し、児童や保護者から信頼される指導に努めなければならない。

特に、いじめの問題については、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導が求められる。また、道徳教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する必要がある。

(5) いじめは家庭教育の在り方に大きく関わっているので、家庭との連携を十分に行う。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担っていることから、保護者と十分に連携を図ることが必要である。いじめの問題の基本的な考え方は、保護者が責任を持って児童に徹底させる必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しき、親子の会話や触れ合いの確保が重要となる。そのために、保護者と会する機会を活用して、多くの保護者と家庭の在り方やいじめの問題などについて語り合うように努める。

(6) 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む。

いじめの防止や早期発見・早期解決に向けて、すべての関係者がそれぞれの立場からその役割を果たすことが必要である。また、地域を挙げた取組も急務とされている。そのために、PTA役員や主任児童員・見守り隊などの地域関係者を加えた「いじめ防止対策委員会」を開催し、それぞれの役割を明確にするとともに、連携して何ができるかを協議することが必要である。

3 いじめの定義

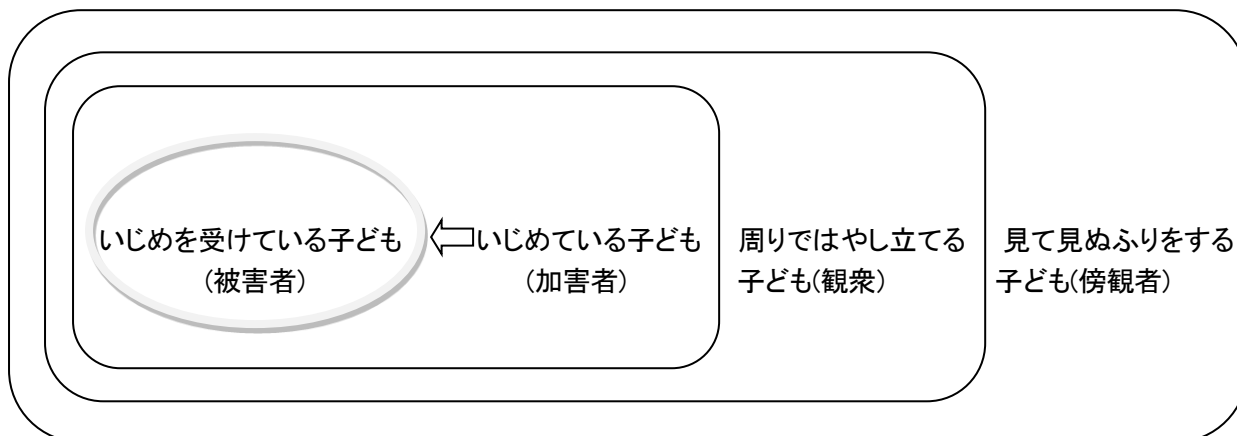
児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法律第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して判断する。

4 いじめの構造と様態

(1) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできない。いじめは「四層構造」になっている。



観衆や傍観者の立場にいる子どもも、いじめを助長としていることを認識する必要がある。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転することもある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

(2) いじめの様態

① いじめが与える苦痛

心理的苦痛	冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
	仲間はずれ、集団による無視をされる。
	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
物理的苦痛	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
	金品をたかられる。
暴力的苦痛	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
その他	

- ・いじめの様態としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生している。
- ・暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複することが考えられる。
- ・いじめられている児童にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければならない。

② いじめに発展する主なケース

○遊びの延長

勝敗を決する遊びの場合、負けた子の気持ちの持ち方次第では、結果としていじめとなることもある。この場合、いじている側は自覚に乏しい傾向が強い。

○ゲーム感覚によるもの

「不幸の手紙」「デス・ノート」「失神ゲーム」など、ゲーム感覚で『面白いから…』という理由がきっかけでいじめになることが多い。また、クラス内でひそかに始まり、子どもから子どもへと広範囲に渡る傾向がある。

○子ども同士のトラブル

気の合わない子ども同士による衝突は、互いの意志がぶつかり、「喧嘩」となりやすい。「喧嘩」は双方向の争いであり、勝ち負けが決まれば必要以上に攻撃しない。しかし、どちらかが一方的に被害を受けている状況で必要以上の攻撃はいじめとなる。反面、仲の良い友だち同士の場合では、子ども同士でトラブルを修復する能力が乏しいと陰湿ないじめへと発展する危険がある。

○外見的なもの

身体的な特徴(体格・体質)や障がい、容姿、服装などを思いのままに言葉や態度で表すといじめとなる場合が多い。特に成長とともに感性が発達し、自分以外の存在を意識する年齢に至っては、精神的苦痛を感じるようになり、言葉だけで自己否定から生命の危機となることがある。

○発達障がいに起因するもの

発達障がいのある子どもは、人と上手にコミュニケーションが取れずに誤解され、いじめの対象となってしまうケースがある。

- ・知的障がい
- ・広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群）
- ・特異的発達障がい（学習障がい(LD)、運動能力障がい）
- ・注意欠陥・多動性障がい(ADHD)

③ いじめと犯罪

いじめの内容及び程度によっては、明らかに犯罪と判断されるものもある。児童には、いじめが犯罪になる場合があることを理解させ、罪を犯さないようにしっかり指導することが必要である。

※例「脅し文句」…刑法222条（脅迫）生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した。

「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」…刑法223条（強要）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した。

「冷やかしからかい、パソコンや携帯電話による誹謗中傷」…刑法230条（名誉毀損）公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した。（注 親告罪）

「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」…刑法235条（窃盗）他人の財物を窃取した。刑法261条（器物損壊等）他人の物を損壊した、傷害した。（注 親告罪）

「金品をたかられる」…刑法236条（強盗）暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した。刑法249条（恐喝）人を恐喝して財物を交付させた。

「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」…刑法204条（傷害）人の身体を傷害した。刑法205条（傷害致死）身体を傷害し、よって人を死亡させた。刑法208条（暴行）暴行を加えたが、人を傷害するに至らなかった。（注）親告罪…被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪

④ 警察等関係機関との連携

子どもが成長していく過程においては、学校だけで解決できない問題を抱えることもある。そのような場合は、学校だけで対応するには限界があるので関係機関との連携が不可欠となる。

教育委員会との連携は当然だが、緊急時には病院や警察など外部の専門機関と早期に連携して対応する。

5 いじめ防止及び対応のための組織

いじめ防止等の取組の推進や評価及びいじめ発生時の対応を中核となっていくために次の組織を設ける。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

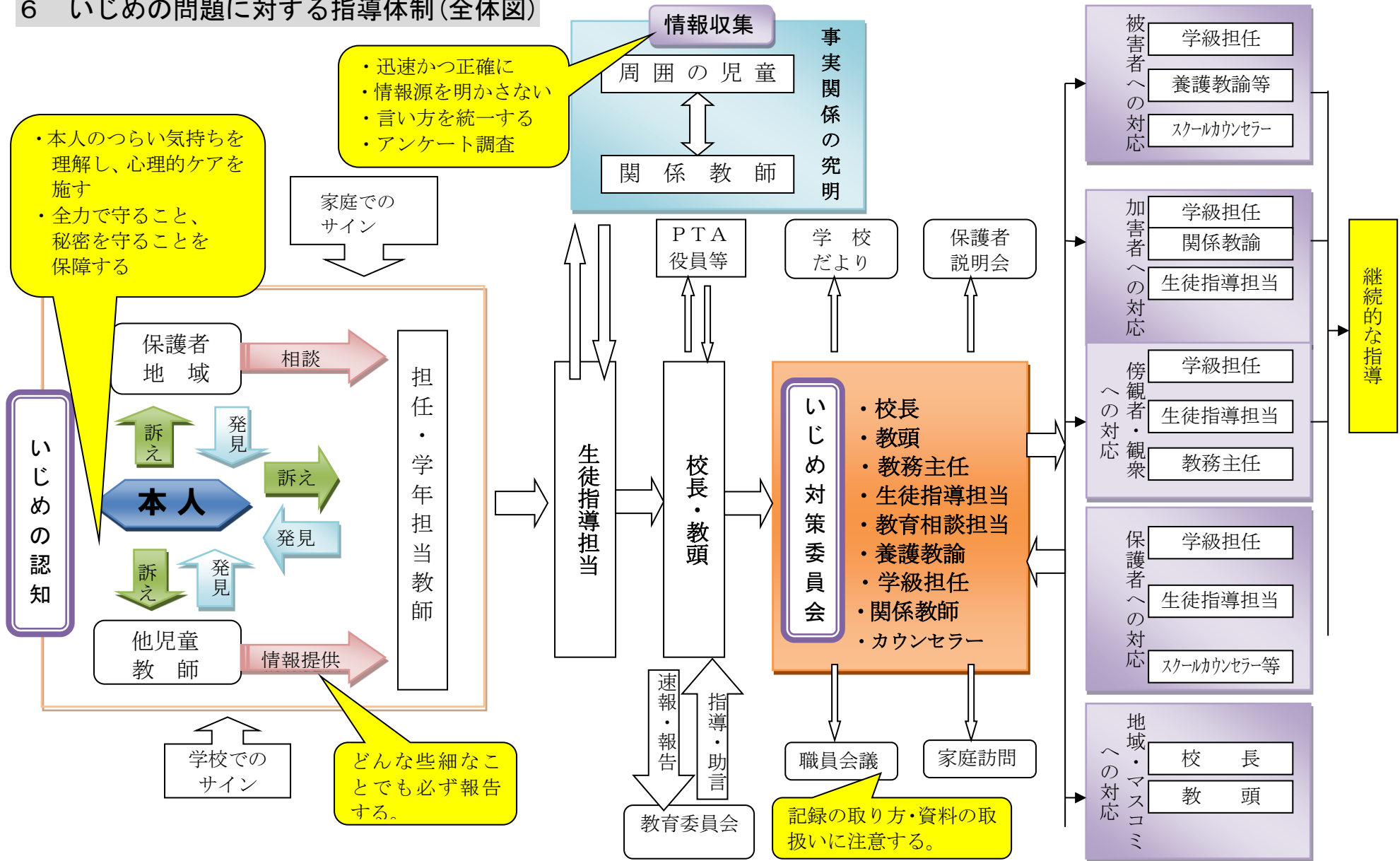
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

※対応の場合には、該当の学級担任や関係教師も加わる。

(3) 役割

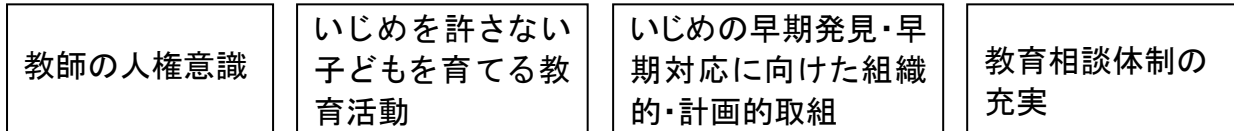
- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組に関わる年間計画の作成、実施、検証、修正
- ② いじめの疑い等、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ③ いじめの疑いに係る情報があった場合の組織的対応のための連絡・調整
- ④ いじめや解決すべきトラブルが発生した場合の対処
(会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童の事実関係の把握、指導や支援体制の構築、対応方針決定、保護者への対応等)

6 いじめの問題に対する指導体制(全体図)



7 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性－いじめを許さない子どもを育てる－

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっていく。そこには、すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

① 学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
 - ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
 - ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるものである。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要。
 - ・学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
 - ・児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
 - ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進めることが重要である。
- ▲担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

② 授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

③ 道徳

- ・いじめを題材として取り上げ、指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

④ 学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

- ・発達段階に応じて、いじめの心理について学習する。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

⑤ **学校行事**

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

⑥ **児童会活動**

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を進める。

(実践例) ・児童会による「思いやりの心宣言」

- ・「いじめ防止アピール」やピア・サポート活動の展開

⑦ **保護者との連携の強化**

- ・参観日や懇談会において、いじめ防止に関する話合いの場を設ける。

⑧ **いじめ対策に関する共通理解**

- ・いじめ対策の方針や手立てについて教職員が共通理解するための研修会を持つ。
- ・保護者会等で、学校がいじめ対策に関する説明の場を持つ。

8 いじめの早期発見のために

いじめは、潜在化の傾向にあり、発見するのが難しくなっていると言われるが、学校でいじめを発見するのは教師の役目である。小学校低学年の時期は、子どもの様子から発見するのも容易だが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなる。

教師は感性を磨き、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもとで、児童が発する小さなサインも見逃さず、「いじめ発見100%」を目指して取り組まなければならない。

(1) **教師一人一人の違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解**

- ・時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。
- ・全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童生徒が発するサインを見落とさないようにする。
- ・担任を中心に、生活ノートや班ノート等を活用して児童理解に努める。
- ・定期的に面談やアンケート調査を実施する。
- ・相談ポストを効果的に活用する。

(2) **日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応**

- ・気になる児童がいた場合は、必ず担任へ伝えるとともに確実に校長へ報告する。
- ・職員打合せや休み時間等において日常的に情報交換を行う。
- ・生徒指導委員会や職員打合せ等における定期的な情報交換を実施する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー、7学年等からも情報を収集する。
- ・初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い、早期解消に努める。

(3) 家庭・地域との連携を密にした情報交換

- ・ 気になることは家庭に連絡するとともに、家庭からも情報がもらえる信頼関係をつくる。そのために、日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通理解に立った上でいじめ発見に協力を求める。
- ・ 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。
- ・ 地域で児童のトラブルやいじめを発見した場合は、確実に連絡をしてもらう。

◎ なぜ子どもは、いじめのことを大人に相談しないのか？

児童は、いじめられてもなかなか保護者や教師などの大人に打ち明けない。なぜ、打ち明けられないのか。以下を参考に、児童との接し方を工夫する。

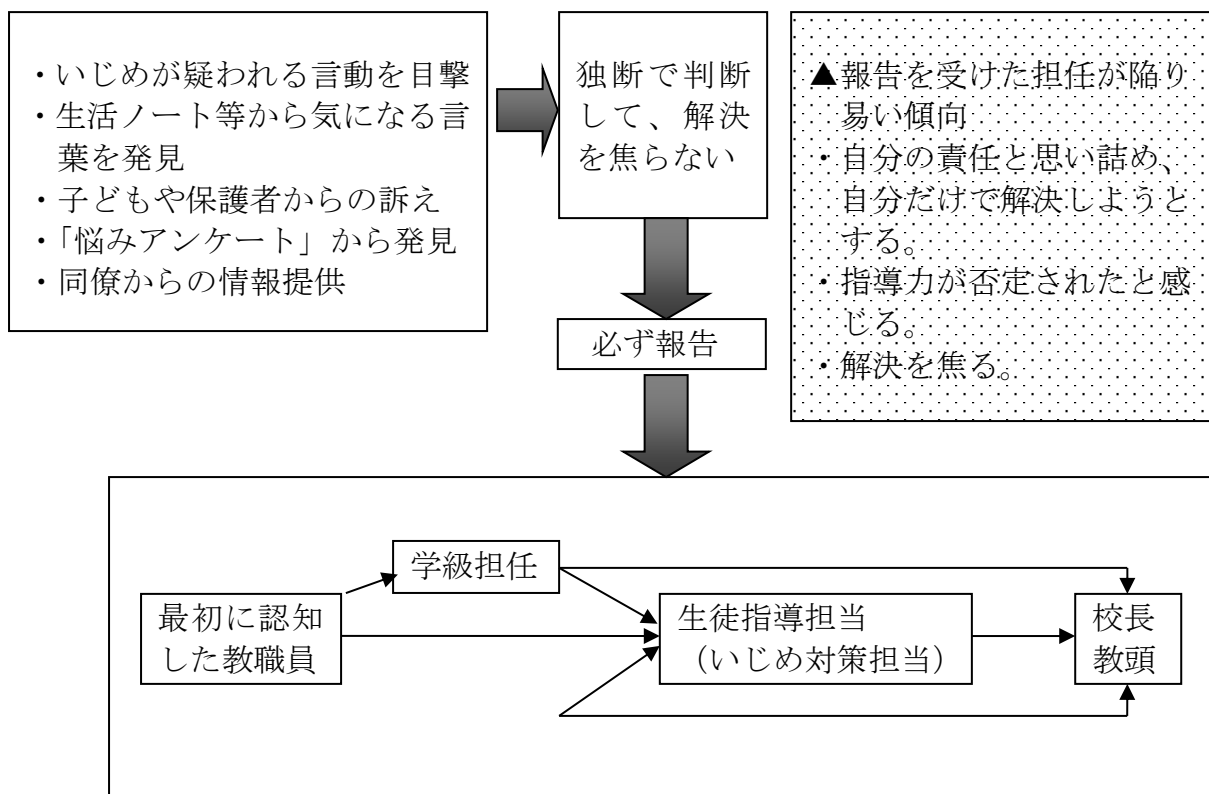
○ 児童が、教師に相談しない理由として考えられるもの

- ・ 教師に相談しても解決しないとあきらめている。
- ・ 「お前にも悪いところがある」と言われたくない。叱られたり、責められたりしたくない。
- ・ 「自分が悪いから、自分が弱いからいじめられても仕方ない」と考えており、助けを求めない。
- ・ 誰も、自分のことを理解してくれるとは思えない。
- ・ 打ち明けることを恥と考える傾向にある。また、いじめられるような弱い人間だと思われたくない。
- ・ 打ち明ければ、いじめが更にひどくなると思っている。
- ・ 脅されたり、弱みを握られたりして、恐怖から相談できない。
- ・ 相談したら、親に知らされる。
(親には知られたくない、心配をかけたくない。)
- ・ 誰にも頼りたくない。「自分のことは、自分で解決しなければ」と思っている。
- ・ 深く心を傷つけられた混乱と恐怖のなかで、誰も信用できない。

9 いじめの発見から解決まで

(1) 発見から指導、組織的対応の展開

1 いじめの情報(気になる情報)のキャッチ



2 対応チーム「いじめ対策委員会」の編成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

※事案に応じて柔軟に編成する。

3 対応方針の決定・役割分担

- ① 情報の整理
 - ・いじめの様態、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- ② 対応方針
 - ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ③ 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当 ・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

◎ 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲の者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

○聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。

▲注意、叱責、説教だけで終わること。

▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

① 被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。

○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

○担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。

○いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

○学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。

▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

② 加害者(いじめた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

○対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

○被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

○いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

○生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

③ 観衆(いじめを助長する存在)、傍観者(いじめを支持する存在)への対応

【基本的な指導】

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

○いじめ発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との連携

・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

***保護者の不信をかう対応**

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

◎クレームを言う保護者に対して

いじめが起きたことに対する責任を問われたり、クレームを言われたりする場合があります。また、初期対応が遅れたり、保護者の思いを十分に理解できなかったりすると、こじれる場合もある。

こじれてしまうと解決するものも解決しなくなる。まず、保護者に「子どものために、いじめの解消に全力で取り組みましょう。学校の批判については、いじめが解消した後に、じっくりと聞かせてもらいますので、まずはいじめの解消に取り組ませてください」と理解を求める。

クレームの対応より、いじめの解消に取り組めるようにすることが大切である。

② いじめている子どもの保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・ 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

*保護者の不信をかう対応

▲保護者を非難する。

▲これまでの子育てについて批判する。

◎いじめを認めない保護者に対して

いじめの報告に対して、「以前、いじめられたから、お互い様だ」「いじめられる方に原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」などと、いじめを認めない場合がある。

どちらに原因があるにせよ、今、傷ついているのはいじめられている方である。まずは、傷ついている児童を楽にしてやることが第一であることをしっかりと説得するようにする。

そして、トラブルの原因等の話合いが必要なときは、いじめを解消して話合いを持つようする。

いじめが解消していれば、お互いが気兼ねせず話合いができるようになることから、スムーズな解決が期待できる。

(3) 関係機関との連携

- ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

(4) 教育委員会への報告

- ・ いじめの相談を受けて対応するなかで、いじめと判断し、児童の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるケースや指導が長引きそうなケース、こじれて解決が難しいケースの場合は、直ちにいじめの事故報告を提出する。
- ・ 上記の報告と文部科学省調査（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）との整合性を持たせるようにする。

10 ネット上のいじめへの対応

携帯電話やインターネットが子どもたちの間にも急速に普及したことで、インターネット上の学校非公式サイトや掲示板等を利用して、特定の児童に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめ問題が生じている。また、「ネット上のいじめ」やインターネット上の掲示板等への書き込みなどが原因で、実際に暴力事件等に発展している事例もある。

「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に、決して許されるものではなく、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要がある。

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

① 掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

・掲示板・ブログ・プロフィールでの「ネット上のいじめ」

インターネット上の掲示板やブログ(ウェブログ)、プロフィール(プロフィールサイト)に、特定の子どもへの誹謗・中傷を書き込み、いじめにつながっている場合もある。

・掲示板・ブログ・プロフィールへ個人情報を無断で掲載

掲示板やブログ、プロフィールに、本人に無断で、実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写真等の個人情報が掲載され、そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込みをされ、クラス全体から無視されるなどのいじめにつながったりするケースがある。

・特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う

特定の子どもになりすまして、無断でプロフィールなどを作成し、その特定の子どもへの電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをしたことにより、個人情報を掲載された児童に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

② メールでの「ネット上のいじめ」

・メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う

誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信するなどして、いじめを行うケースがある。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため(サブアドレス)、いじめられている子どもには、誰からメールを送信されているのか判らないこともある。

・SNS(ライン、ツイッター等)で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する

特定の子どもを誹謗・中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール」を、同一学校の複数の児童に送信することで、当該児童への誹謗・中傷が学校全体に広まったケースがある。

ロコミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、誹謗・中傷の書き込みの事例などがある。また、最近の事例では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加してきている。

「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現などにより、新たな形態のいじめが生じていることが考えられる。

(3) 「ネット上のいじめ」の対応

・ 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う。

◇対応の流れ

・「ネット上のいじめ」の発見／児童・保護者からの相談

学校が「ネット上のいじめ」を把握するのは、児童や保護者からの相談である事例が多い。また、児童の様子の変化から、事案を把握する事例もある。

学校では子どもたちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して「ネットパトロール」を行うことも考えていく。

・誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、その内容を確認する

その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。

・掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くなる

その場合は、携帯電話等から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

・掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多い）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。

なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要がある。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者の中には、悪意のある人もおり、個人情報を悪用される場合もある。

・掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者への連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

・削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。それでも削除されない場合は、警察や法務局、地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

◇児童への指導のポイント - 掲示板等での被害を防ぐため-

- ・ 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ・ 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ・ 掲示板等を含め、インターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

(4) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の児童への対応

① 被害児童への対応

「ネット上のいじめ」を含めたいじめに対しては、学校における教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。毎日の面談の実施や、緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童の立場に寄り添った支援を大切にする。

また、学級担任だけで対応するのではなく、複数の教師で情報を共有して対応するなど、学校全体で「ネット上のいじめ」に対して取り組む。

② 加害児童への対応

加害児童が判明した場合には、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応を行う。

また、「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと異なるものではなく、決して許されないものであるということについて、粘り強い指導を行うとともに、加害児童に対するケアも行う。特に「ネット上のいじめ」に関しては、加害児童が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害児童自身が悩みや問題を抱えていたりする場合があるため、事後の指導から受ける精神的な影響が大きいという事例も報告されている。そのため、個別の事例に応じて、十分な配慮のもとに指導を行う。

③ 全校児童への対応

「ネット上のいじめ」等が生じた場合には、上記(2)/(3)や「◇児童への指導のポイント」を参考に、全校児童への指導を行うとともに、日頃から情報モラル教育を学校全体として行い、子どもたちが「ネット上のいじめ」の加害者にも被害者にもならないように指導を充実させる。

掲示板やライン等で誹謗・中傷を発見した場合には、教職員や保護者に相談するように伝える。

(5) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話等やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」

に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得るようにする。

(6) 「ネット上のいじめ」等に対する対応の充実

① 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

「ネット上のいじめ」を予防する観点から、また、「ネット上のいじめ」以外にも、子どもたちがインターネット上のトラブルに巻き込まれることも考えられる。そのような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。

情報モラル教育を行う際には、学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、小学校低学年から発達段階に応じた情報モラルを取り扱っていく。また、情報モラル教育の指導を行うに当たっては、文部科学省で作成している指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイト等を有効活用する。情報モラル教育については、学校全体で取り組むことが必要であるため、指導に当たっては、それぞれの教員が、インターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を理解し、児童への情報モラルに関する指導力の向上を図る。その際には、外部の専門家を講師として招き、教員の研修を行うなどの工夫をする。

「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することも考えられるため、常に最新の動向の把握に努める。

② 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。

そのためには、携帯電話等の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話等の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話等の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく。また、保護者が携帯電話等へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話等へのフィルタリングの設定を行うよう働きかける。入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会をとらえて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。さらに、学校での携帯電話等の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うようにする。

11 いじめ自殺の防止・緊急対応(自殺の企図)

真剣に、精一杯関わる!

(1) 学校・家庭・教育委員会の役割

- ・子どもたちの日常の変化に気付き、「救いを求めるサイン」を見逃さない。
- ・子どもたちとの信頼関係を築くとともに、相談体制を確立する。
- ・自殺予防のための具体的援助を行う。場合によっては、隔離や保護措置をとる。
- ・校内に問題解決チーム(チーム支援)を結成するとともに、カウンセラーや医療機関、保健所、児童相談所、警察など関係機関との連携を図り、外部とのネットワークを構築して問題解決に当たる。
- ・日ごろから家庭と連携し、各教科や学級活動において、いじめ問題を取り上げたり、「命の教育」や「死の教育」に関連した授業などを行ったりして、自殺予防の環境作りに努める。

(2) 自殺のサイン

① 自殺の心理

- ・ひどい孤立感…「居場所がない」「誰も自分のことを助けてくれない」等。

- ・無価値感…「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等。
- ・強い怒り…自分の置かれているつらい状況をうまく受け入れられず、やり場のない怒りが自分に向けられる。
- ・思い込み…今抱えている苦しみは永遠に続くという思い込みから来る絶望感。
- ・心理的視野狭窄…自殺以外の解決方法が全く思い浮かばない。

② 自殺の危険因子

- ・自殺未遂…薬の大量服用、リストカットなど死に直結しない自傷行為。
- ・心の病…うつ病、統合失調症、パーソナリティ障害、薬物乱用、摂食障害等。
- ・安心感のない家庭環境…児童虐待、保護者の養育態度のゆがみ等。
- ・独特の性格傾向…極端な完全主義、二者択一思考、衝動的、喪失体験等。

◎自殺直前の5つのサイン

【突然の態度の変化】

- ・友人との交際をやめて、引きこもりがちになる。
- ・投げやりな態度が目立つ。
- ・身だしなみを気にしなくなる。

【自殺をほのめかす】

- ・「誰も自分のことを知らないところへ行きたい」
- ・「夜眠ったら、もう二度と目が覚めなければいい」

【別れの用意をする】

- ・大切な持ち物を友人にあげる。 ・長く借りていた物を返す。

【過度に危険な行為に及ぶ】

- ・事故を繰り返したり、重大な事故につながるような行動を度々起こしたりする。

【自傷行為に及ぶ】

- ・手首を浅く切る。 ・薬を数錠服用する。等

**総合的に判断
することが重要**

(3) 対応の原則・留意点

- ・児童の行動等の変化の背景にある意味の一つ一つを丁寧に理解する。
- ・児童の「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視しないでしっかりと受け止める。
- ・安易に励ましたり、叱ったりしない。
- ・言葉に出して心配していることを伝える。
→「死にたいくらいにつらいことがあるんだね」「とってもあなたのことが心配だ」
- ・率直に尋ねる。→「どんな時にそう思うの？」
- ・絶望的な気持ちを傾聴する。
→そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとする。
- ・安全を確保する。
→当該児童一人にしないで寄り添い、他者へも適切な援助を求めるようにする。
- ・一人で抱え込まない。→組織的に対応する
- ・スクールカウンセラー等、専門家との連携を図る。
- ・急に児童との関係を切らない。→継続して関わられるような配慮。

(4) 児童に必要な自殺予防の知識

- ・ひどく落ち込んだときには相談する。
→相談できることはすばらしい能力であることを伝える。
- ・友だちから「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ。
- ・自殺予防のための関係機関（相談機関や医療機関）について知っておく。

◎「秘密にしてほしい」という子どもへの対応

「死にたい」と相談に来た子どもが、「このことは誰にも言わないで」などと訴えてくるのがよくある。その際、そのことを知った教師だけで、ただ見守るだけの対応に陥りがちであるが、万一の場合は、責任を問われることにもなりかねない。しかし、一方で訴えに応じなければ、その子どもとの信頼関係が壊れるかもしれない。実は、子どもが恐れているのは、自分の秘密を知られることではなく、それを知った際の周りの反応である。子どもは、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。

子どものいるところで、保護者に過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えると子どもは安心する。また、学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となる。

(5) 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

① 自殺が起きた後の一般的な反応

- ・自分を責める…「あのときに一声かけていれば…」
- ・他人を責める…「〇〇君の態度が追い詰めた」
- ・集中できない、ひとりぼっちでいる、話をしなくなる。
- ・一人でいることを怖がる、子どもっぽくなる。
- ・まるで何もなかったかのように振る舞う。
- ・反抗的な態度をとる。
- ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、身体のだるさ等。

② 配慮が必要な人（心のケア、SC等との連携）

- ・自殺した子どもと関係の深い人…親友、ガール（ボーイ）フレンド、同級生、部活動仲間等。
- ・元々リスクのある人…これまで自殺未遂に及んだり、自殺をほのめかしたりしたことのある子ども。
- ・現場を目撃した人…現場を目撃した人、遺体に直接対応した人。

◎対応の原則<<校長を中心とした役割連携>>

○校長のリーダーシップ…遺族への対応、保護者会、記者会見等

→「子どもを守る」、「遺族のサポート」、「第二の犠牲者を出さない」ことを念頭に「緊急対策チーム」を編成し対応する。

○情報の取扱い…正確な情報発信、プライバシーへの配慮。

→自殺の手段を詳細に伝えない、自殺を美化しない、遺書や写真を公表しない、原因を単純化しない、センセーショナルに扱わない、特定の誰かの責任にしない等。

○遺族への対応…遺族の要望を尊重し、柔軟に対応する。亡くなった子どもの兄弟姉妹へのサポート、兄弟姉妹が他校にいた場合は連携し対応する。

○保護者への対応…今回の事実や学校の対応、今後の予定を知らせる。子どもへの接し方、相談機関等の情報等について伝える。

○マスコミへの対応…一貫した情報発信を心がける。プライバシーへの配慮と連鎖自殺の防止のために情報の取扱いには注意する。

○学校再開（発生後初めて登校する日）…子どもたちへの伝え方について、校内放送や当該クラスに出向くなど安全策を講じるよう配慮し、子どもの些細な変化に対応できるよう、スクールカウンセラー等専門家と連携し対処する。

二次被害の予防！

12 報道機関への対応

(1) 基本姿勢

- ① 窓口を一本化し、校長が対応する。
- ② 憶測や推測で対応しない。
- ③ 報道機関の取材には、誠意をもって対応する。
- ④ 事実を的確に要領よく説明する。（「何が、いつ、どこで発生したか」の明確な状況のみを簡明に）
- ⑤ 「言えないことは言えない（ノーコメント）」という発言にも、記者の納得のいく理由が必要であること。「現在、事実関係を調査中であり、事実が判明次第公表する。」旨を回答する。
- ⑥ 人権やプライバシーへの配慮を忘れないようにする。

◎報道機関への報告内容

- 発生した事実
- 発生の日時、場所
- 状況（事件・事故の状況、被害状況、症状、影響など）
- 原因
- 事件・事故の関係者
 - ※ 関係者が職員の場合には、校種・職名・年齢までとし、児童生徒の場合には、校種・学年まで。
- 当面の処置
- 今後の対応
- 学校の概要
- 問い合わせ先（校長氏名、電話番号）

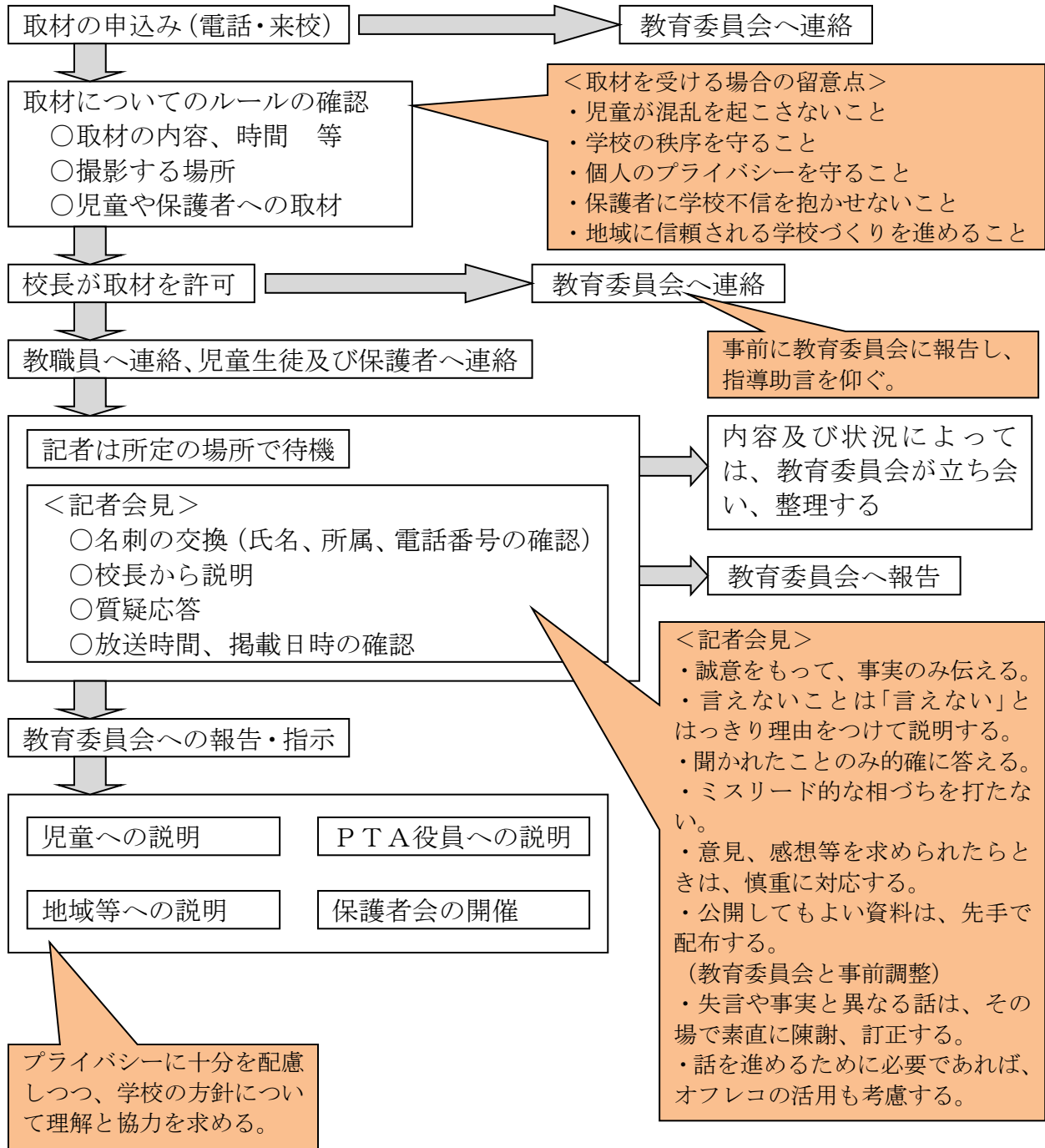
◎質問に対する返答の際の留意事項

- 質問をよく聞くこと。
- 感情的にならないこと。
- 現時点で判明している事実をもとに、何が分かっていることで何が不明なことであるのか、学校としてどう対処しようとしているのかなどを整理し、明確に伝える。
- 肝心な情報は省かない。
- 文書によるコメントを準備しておく。
- 個人情報には十分配慮する。

◎伝えるべきこと

- 学校は対策委員会を設置し、問題に取り組んでいること。
- ことの重大さを認識していること。
- 問題の解決に向けて責任を持って臨むこと。
- 新たなことが判明し次第公表すること。
- 児童及び保護者等へ及ぼす影響を最大限考慮してほしいこと。

(2) 報道対応例



危機広報の原則

- ・危機発生時にはできるだけ早く、できるだけ多くの事実を伝える。
- ・校長をはじめ学校が一体となって参画していることを示す。
- ・メッセージを単純化する。
- ・決して嘘はつかない。
- ・被害者保護を前提に対応する。

13 年間計画

月	児童への指導 児童の取組	面談・アンケート	校内研修 保護者等への公表	評価計画
4月	いじめ相談ダイヤルの 周知		学校基本方針の説明、懇談会での説明、職員会議等で生徒指導事案の共有	
5月	いじめについて考える活動(実施月は各学年の計画による)			
6月		QUテスト(児童) 第1回学校生活アンケート(児童) いじめ調査(保護者)	見守隊研修 生徒指導委員会 小中合同研修会	健全育成 会議
7月				学校運営 協議会(1)
8月				
9月			生徒指導委員会	
10月		第2回学校生活アンケート(児童) 教育相談	見守隊研修	
11月		学校評価アンケート(児童・保護者) 個別懇談		学校評価
12月				学校運営 協議会(2)
1月		第3回学校生活アンケート(児童)		
2月			見守隊研修	
3月				学校運営 協議会(3)

14 評価と改善

- 学校評価に合わせて、いじめ防止基本方針の取組についての評価を行う。評価方法は学校評価に準ずる。
- 評価の結果を踏まえ、年度ごとに次年度の改善を行う。

15 関係資料

(1) いじめ問題への取組についてのチェックポイント

《指導体制》

1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制（「いじめ防止対策委員会」）を確立して実践に当たっている。
2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて研修会を開いたり職員会議等で取り上げたりして、共通理解を図っている。
3	特定教員の抱え込みや事実の隠蔽がなく、学校全体で対応する体制が確立している。

《教育指導》

4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めている。特に、「いじめは人間として許されない」との認識に立って指導に当たっている。
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めている。
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われている。
7	学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われている。
8	幅広い生活体験や社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の推進を図っている。
9	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
10	いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
11	いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。

《早期発見・早期対応》

13	日頃から、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めている。
14	聞き取り調査や質問紙調査で、きめ細かく児童の生活実態の把握に努めている。
15	スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めている。
16	児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応している。
17	いじめの訴えがあったときは「いじめ対策委員会」を編成し、問題を軽視せず保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。
19	校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されている。また、適切に機能している。
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。
21	教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られている。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。
22	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われている。

《家庭・地域社会との連携》

23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図っている。
25	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。また、学校のみで解決することに固執していない。
26	P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。

(2) いじめ発見のチェックポイント

① 学 校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切である。

朝 の 会	遅刻・欠席が増える。
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
	表情がさえず、うつむきがちになる。
	健康観察の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授 業 開 始 時	忘れ物が多くなる。
	用具・机・椅子等が散乱している。
	周囲が何となくざわついている。
	一人だけ遅れて教室に入る。 席を替えられている。
授 業 中	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
	保健室によく行くようになる。
	グループ分けで孤立しがちである。
	正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休 み 時 間	教室や図書室に一人である。
	今まで一緒だったグループからはずれている。
	訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
給 食 時	椅子を離してきちんと席を作ろうとしない。
	その子どもが配膳すると嫌がられる。
	食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない。わざと多く盛りつける） 食欲がない。
	笑顔が無く、黙って食べている。
清 掃 時	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
	その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
	他の子どもと一人離れて清掃している。
	皆の嫌がる分担をいつもしている。 目の前にゴミを捨てられる。
放 課 後	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常に通学路を通らずに帰宅する。 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
そ の 他	教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
	叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
	独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
	教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
	宿題や集金などの提出が遅れる。 刃物など、危険な物を所持する。

② 家 庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをししたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る。
不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
投げやりで集中力が無くなる。ささいなことでも決断できない。
テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
急激に成績が下がる。

(3) いじめ電話相談

- ・教育委員会学校教育課 0248-22-1111
- ・ハートコール (いじめ相談) 0800-800-1893
- ・白河市家庭児童相談室 (こども課) 0248-22-1150
- ・子どもと家庭テレフォン相談 024-536-4152
(県中央児童相談所)
- ・県中児童相談所白河相談室 0248-22-5648
- ・県教育センター「ダイヤルSOS」 0120-453-141
- ・福島いじめSOS24 0120-916-024
- ・県精神保健福祉センター(こころの電話) 024-535-5560
- ・白河警察署 (生活安全課) 0248-23-0110
- ・いじめ110番 (県警察本部) 0120-795-110
- ・福島県警察本部県民サービス課 024-526-1189
(少年相談窓口ヤングテレホン)
- ・子ども人権110番 (法務省) 0120-007-110